

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

令和8年1月26日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和8年2月2日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 豊嶋直美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

35,862人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

324,133人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	174,453人
長岡市	71,912人

三条市	25,894人
柏崎市	21,772人
新発田市	25,811人
小千谷市	9,238人
加茂市	7,021人
十日町市	13,450人
見附市	10,781人
村上市	15,389人
燕市	21,589人
糸魚川市	10,827人
妙高市	8,313人
五泉市	13,043人
上越市	50,776人
阿賀野市	11,081人
佐渡市	13,798人
魚沼市	9,272人
南魚沼市	14,459人
胎内市	7,621人
聖籠町	3,759人
弥彦村	2,153人
田上町	3,101人
阿賀町	2,690人
出雲崎町	1,131人
湯沢町	2,222人
津南町	2,394人
刈羽村	1,173人
関川村	1,362人
栗島浦村	89人